

令和7年

第1回市議会定例会 議案第48号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成26年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の後に「または管理栄養士」を
加える。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号
中「30人」を「25人」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第
2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の改正
規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を
及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第

32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者の設備の基準等に関する規定を整備するため